

東京福祉大学短期大学部 教育課程及び履修方法に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「東京福祉大学短期大学部 学則」(以下、「学則」という。)第10条第1項に基づき、教育課程の編成・実施・評価についての取り扱いの原則について定めるとともに、履修方法、経過措置等学則の授業科目及び単位数を定める別表(以下、「学則別表」という。)に表される事柄についての留意事項、配慮事項について定めることを目的とする。

(授業科目の設定)

第2条 学則第10条に定める授業科目の設定は、学則第8条の2に基づき、教授会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行い、学則別表に記載するものとする。

(授業科目の実施計画)

第3条 授業科目の実施計画作成に当たっては、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」によるとともに、短大教務委員会において作成された授業科目別の親シラバス(シラバス項目のうち「講義概要」「学修目標」「成績評価の規準と評定の方法」「授業形態」を共通化したシラバス)に基づき、担当教員の専門性や学生の実態を考慮して授業計画に反映させなければならない。

(授業科目の改廃・名称変更・新設)

第4条 授業科目の改廃・名称変更・新設は、教育課程の評価、社会の動向、法令等の変更、大学教育に関する国の政策の変化、学科課題の変化及び学生の実態等を考慮し、学則第8条の2に従いこれを行う。その際、短大教務委員会において授業科目の体系性を十分考慮するものとする。

2 授業科目の改廃・名称変更・新設については、第2条を準用する。

(学則別表)

第5条 学則別表は、入学年次ごとに作成し、原則として卒業までの履修科目についての一覧とし、科目の改廃・名称変更・新設がない限り、その一覧を卒業年度まで使用するものとする。

2 授業科目の改廃・名称変更・新設があった場合は、前授業科目との関連や履修方法について、履修に支障が生じないよう枠外に改訂の要点を示すとともに、次年度から変更した学則別表を作成し、配布するものとする。

(授業科目の改廃後の取扱い)

第6条 より望ましい教育課程を目指して、従前の授業科目を廃止して新たな授業科目へ移行した場合、次の取り扱いとする。

- (1) すでに履修した授業科目は、卒業に必要な単位数として認定する。
- (2) 未履修に終わった授業科目が、次年度には廃止され、新たな授業科目として開設された場合、新たな授業科目の履修をもって卒業単位と認定する。
- (3) 履修登録された必修科目については、科目廃止後も引き続き、履修計画に基づいて履修することを可能とする。

(4) 改廃の理由、経過措置等を本規程の別表に記す。

(変更に伴う周知)

第7条 学則及び学則別表の変更が生じた場合、教職員に周知するとともに、学生にはオリエンテーション並びに学生要覧及び掲示等を通じて周知しなければならない。また、ホームページ等に掲載し、大学の姿勢を明らかにしなければならない。

(履修方法)

第8条 授業科目の開設は、年次ごとに示す学則別表に従って行う。

2 学生は学則別表に従って履修計画を策定するものとする。ただし、再履修は、その限りではない。

(事務)

第9条 教育課程及び履修方法に関する事務は、大学・短大事務局教務課において処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行うものとする。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年11月18日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

1. 平成28年度からの授業科目の新設・変更については、下記のとおりとする。

総合教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	同種教科との関連
-------	-------	----------

多文化理解入門	多文化共生の重要性に鑑み、アイデンティティの確立と基礎の理解。	多文化コミュニケーションへと発展させ、実践力を養う。
文章表現Ⅱ（アカデミックライティング）	受講生のキャリアアップを図る	文章表現の上位科目として位置づける
文章表現Ⅲ（口頭発表表現）	スピーチやプレゼンテーションの文章表現習得のため	文章表現Ⅱの上位科目として位置づける

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	同種教科との関連
在宅保育論	認定ベビーシッター資格科目	認定ベビーシッター資格取得指定校指定基準第4条に準じた内容とする。

教職課程の授業科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	同種教科との関連
外国語活動の指導法	学校教育法施行規則の一部改正による	小学校への外国語活動の導入

教職課程の授業科目名の変更

新授業科目名	変更の趣旨	旧科目名
道徳の指導法	学校教育法施行規則の一部改正による	「道徳教育の研究」を指導法に変更
教育実習指導（初等）Ⅰ 教育実習指導（初等）Ⅱ	幼稚園・小学校免許課程での名称統一	※幼稚園 「幼稚園教育実習指導Ⅰ」 「幼稚園教育実習指導Ⅱ」 ※小学校 「小学校教育実習指導」 ※幼稚園＋小学校 「幼稚園教育実習指導Ⅰ」 「幼稚園教育実習指導Ⅱ」 「小学校教育実習指導」 こども教育・保育専攻の幼稚園・小学校実習科目名変更
教育実習（初等）Ⅰ 教育実習（初等）Ⅱ	幼稚園・小学校免許課程での名称統一	「幼稚園教育実習Ⅰ」 「小学校教育実習Ⅰ」 「幼稚園教育実習Ⅱ」 「小学校教育実習Ⅱ」 こども教育・保育専攻の幼稚園・小学校実習科目名変更

2. 平成29年度からの授業科目の新設については、次のとおりとする。

総合教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	同種教科との関連
ヒューマンライフとサービ	基礎教育として、福祉・心理・教育・保育などの総合的なヒューマンライフについて学ぶため	基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱに加え、専門分野の基礎を総合的に学ぶ初年次教育として位置づける。

3. 平成30年度からの授業科目の新設については、次のとおりとする。

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
キャリア基礎演習Ⅰ	キャリア教育の拡充に伴う変更	こども教育・保育専攻	平成30年度入学生から適用
キャリア基礎演習Ⅱ	キャリア教育の拡充に伴う変更	こども教育・保育専攻	平成29年度入学生から適用
キャリア開発演習Ⅰ	キャリア教育の拡充に伴う変更	こども教育・保育専攻 保育・幼児教育専攻	平成29年度入学生から適用 平成30年度入学生から適用
キャリア開発演習Ⅱ	キャリア教育の拡充に伴う変更	こども教育・保育専攻 保育・幼児教育専攻	平成28年度入学生から適用 平成29年度入学生から適用

総合教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象専攻	同種教科との関連
保育者能力開発演習Ⅰ	保育分野におけるキャリア教育の充実のため	こども教育・保育専攻	平成29年度入学生から適用
		保育・幼児教育専攻	平成30年度入学生から適用
保育者能力開発演習Ⅱ	保育分野におけるキャリア教育の充実のため	こども教育・保育専攻	平成28年度入学生から適用
		保育・幼児教育専攻	平成29年度入学生から適用
会計学入門	会計が経営者の経営判断に必要不可欠な要素であることを意識させる入門講義を開設する。	こども教育・保育専攻 保育・幼児教育専攻	平成30年度入学生から適用
経営学入門	経営の体系を理論的に学ぶ前に、ケーススタディーを中心とした入門講座を開設する。	こども教育・保育専攻 保育・幼児教育専攻	平成30年度入学生から適用
生活の中の福祉	幅広く生活全体を見通した中で福祉を捉	こども教育・保育専攻 保育・幼児教育専攻	平成30年度入学生から適用

	えて学ぶことのできる教養教育科目を開設する。		
--	------------------------	--	--

開講年次変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更年次
音楽基礎Ⅱ	音楽教育における学習順序の見直し	こども教育・保育専攻	2年次から1年次へ変更。 平成30年度入学生から適用する。
こどもの音楽Ⅰ	音楽教育における学習順序の見直し	こども教育・保育専攻	1年次から2年次へ変更。 平成30年度入学生から適用。
教育実習指導Ⅰ	教育実習時期の変更	こども教育・保育専攻	2年次から1年次へ変更。 平成30年度入学生から適用。

4. 平成31年度からの授業科目の新設・変更については、次のとおりとする。
(平成31年度入学生から適用する。)

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「こども家庭支援の心理学」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	保育・幼児教育専攻	告示別表第一「保育の対象の理解に関する科目」の「子ども家庭支援の心理学」に位置づける。
「特別ニーズ教育論」	教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育・幼児教育専攻	教育職員免許法施行規則第二条における「教育の基礎的理解に関する科目」に含めることが必要な事項である、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目として位置づける。

科目の併合、単位数及び科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「こども家庭支援」	児童福祉法施行規	保育・幼児教育専攻	相談援助演習(2単位)

論	則の改正に基づくカリキュラム変更のため。		と家庭支援論（2単位）を併合し、こども家庭支援論（2単位）とする。ただし、旧科目への読替えはない。
「こどもの保健」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育・幼児教育専攻	こどもの保健Ⅰa（2単位）とこどもの保健Ⅰb（2単位）を併合し、こどもの保健（2単位）とする。ただし、旧科目への読替えはない。

単位数及び科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「こどもの健康と安全」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育・幼児教育専攻	旧科目名：「こどもの保健Ⅱ」 1単位から2単位に変更 ただし、旧科目への読替えはない。

科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	旧科目名
「こども家庭福祉」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育・幼児教育専攻	「児童家庭福祉」
「社会的養護Ⅰ」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育・幼児教育専攻	「社会的養護」
「社会的養護Ⅱ」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育・幼児教育専攻	「社会的養護内容」
「子育て支援」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育・幼児教育専攻	「保育相談支援演習」
「保育者・教師論」	教育職員免許法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育・幼児教育専攻	「保育士・教師論」

※ただし経過措置として、旧カリキュラムを履修する平成30年度以前の入学生は、新名称の科目を履修することによって、旧名称の科目に読み替えることとする。

単位数の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「保育者能力開発演習Ⅰ」	基礎教育・キャリア教育の拡充に伴う変更	保育・幼児教育専攻	2単位を4単位に変更。 平成31年度入学生から適用する。
		こども教育・保育専攻	2単位を4単位に変更。 平成30年度入学生から適用する。

5. 令和5年度からの授業科目の変更については、次のとおりとする。

(1) 教育職員免許法及び同法施行規則の改正に基づく幼稚園教諭免許状のカリキュラム変更

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「こどもと健康」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育・幼児教育専攻	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「こどもと人間関係」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育・幼児教育専攻	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「こどもと環境」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育・幼児教育専攻	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「こどもと言葉」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育・幼児教育専攻	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「こどもと音楽」	法令改正による、	保育・幼児教育専攻	教育職員免許法施行規

	幼稚園免許状課程の変更に対応するため。		則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「こどもと造形」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育・幼児教育専攻	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「国語」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育・幼児教育専攻	令和5年度入学生から科目廃止。 令和5年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「幼児体育」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育・幼児教育専攻	令和5年度入学生から科目廃止。 令和5年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「図画工作Ⅰ」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育・幼児教育専攻	令和5年度入学生から科目廃止。 令和5年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「音楽基礎Ⅰ」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育・幼児教育専攻	令和5年度入学生から科目廃止。 令和5年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。

科目名称変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	旧科目名
「音楽表現」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育・幼児教育専攻	「音楽基礎Ⅱ」 令和5年度以降は、在学生で履修者がいた場合は、「音楽表

			現」の履修をもって「音楽基礎Ⅱ」に読み替える。
「音楽表現Ⅱ」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育・幼児教育専攻	「こどもの音楽Ⅰ」令和5年度以降は、在学生で履修者がいた場合は、「音楽表現Ⅱ」の履修をもって「こどもの音楽Ⅰ」に読み替える。
「音楽演習」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育・幼児教育専攻	「こどもの音楽Ⅱ」令和5年度以降は、在学生で履修者がいた場合は、「音楽演習」の履修をもって「こどもの音楽Ⅱ」に読み替える。
「造形演習」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育・幼児教育専攻	「図画工作Ⅱ」令和5年度以降は、在学生で履修者がいた場合は、「造形演習」の履修をもって「図画工作Ⅱ」に読み替える。

(2) 教育課程の見直しに伴うカリキュラム変更

科目区分の統廃合

区分名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
総合教育科目	教育課程見直しによる変更	保育・幼児教育専攻	総合教育科目の5つの区分を整理し、2区分とする。 (旧) 「一般教養科目」、「現代社会の理解」「文化や言語の理解」「専門基礎教育」、「キャリア開発教育科目」 (新) 「教養教育科目」、「キャリア開発教育科目」
専門教育科目	教育課程見直しによる変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の5つの区分を整理し、6区分とする。

			<p>(旧)</p> <p>「こどもの理解・発達支援」、「保育の内容・方法」、「子育て支援の理解と方法」、「保育・子育て支援の実践と展開」、「教育」</p> <p>(新)</p> <p>「保育の本質・目的の理解」、「保育の対象の理解」、「保育の内容・方法の理解」、「保育実習」、「幼稚園教諭免許科目」、「ゼミナール」</p>
--	--	--	--

総合教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「日本の文化と言語Ⅱ」	留学生の日本語能力向上のため	保育・幼児教育専攻	日本の文化と言語Ⅰの上位科目として位置づける。

科目区分の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「社会福祉」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	総合教育科目から専門教育科目〔保育の本質・目的の理解〕へ変更
「保育原理」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	総合教育科目から専門教育科目〔保育の本質・目的の理解〕へ変更
「教育原理」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の〔保育の内容・方法〕から〔保育の本質・目的の理解〕へ変更
「社会的養護Ⅰ」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の〔保育の内容・方法〕から〔保育の本質・目的の理解〕へ変更
「こども家庭支援論」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の〔子育て支援の理解と方法〕から

	専門教育科目区分の変更		[保育の本質・目的の理解]へ変更
「子育て支援論」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て支援の理解と方法]から[保育の本質・目的の理解]へ変更
「在宅保育論」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て支援の理解と方法]から[保育の本質・目的の理解]へ変更
「障害児保育」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[こどもの理解・発達支援]から[保育の内容・方法の理解]へ変更
「こどもの健康と安全」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[こどもの理解・発達支援]から[保育の内容・方法の理解]へ変更
「教育心理学」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[こどもの理解・発達支援]から[幼稚園教諭免許科目]へ変更
「臨床心理学」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て支援の理解と方法]から[保育の対象の理解]へ変更
「カウンセリングの基礎」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て支援の理解と方法]から[保育の対象の理解]へ変更
「学習困難児指導法」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て支援の理解と方法]から[保育の内容・方法の理解]へ変更
「多文化保育・子育て演習」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て支援の理解と方法]から[保育の内容・方法の理解]へ変更
「子育て支援」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更	保育・幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て支援の理解と方法]から[保育の内容・方法の理

	変更		解]へ変更
--	----	--	-------

科目区分及び名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「保育者論」	「保育者」には教師も含まれることから、現行の科目名は対象が重複しているため、大学で開講している名称と合わせる。		旧科目名：「保育者・教師論」 総合教育科目から専門教育科目〔保育の本質・目的の理解〕へ変更 令和5年度以降は、在学中で履修者がいた場合は、「保育者論」の履修をもって「保育者・教師論」に読み替える。

科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	旧科目名
「日本の文化と言語Ⅰ」	「日本の文化と言語Ⅱ」の開設に伴う変更	保育・幼児教育専攻	「日本の文化と言語」

配当年次及び科目区分の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「こども家庭福祉」	カリキュラム・ポリシーの変更に基づく専門教育科目区分の変更及び科目履修順序の整理に伴う変更のため。	保育・幼児教育専攻	総合教育科目から専門教育科目〔保育の本質・目的の理解〕へ変更 2年次から1年次へ変更。 令和5年度以降1年次入学生から適用する。

配当年次及び履修方法の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「人権教育（こどもの人権を含む）」	科目履修順序の整理に伴う変更のため。	保育・幼児教育専攻	卒業必修科目から選択科目へ変更

			2年次から1年次へ変更。 令和5年度以降1年次入学生から適用する。
--	--	--	--

配当年次の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「こどもの食と栄養」	科目履修順序の整理に伴う変更のため。	保育・幼児教育専攻	1年次から2年次へ変更。 令和5年度以降1年次入学生から適用する。
「保育内容（言葉）」	科目履修順序の整理に伴う変更のため。	保育・幼児教育専攻	1年次から2年次へ変更。 令和5年度以降1年次入学生から適用する。
「保育内容（環境）」	科目履修順序の整理に伴う変更のため。	保育・幼児教育専攻	1年次から2年次へ変更。 令和5年度以降1年次入学生から適用する。
「保育内容（健康）」	科目履修順序の整理に伴う変更のため。	保育・幼児教育専攻	1年次から2年次へ変更。 令和5年度以降1年次入学生から適用する。
「保育表現技術演習」	科目履修順序の整理に伴う変更のため。	保育・幼児教育専攻	2年次から1年次へ変更。 令和5年度以降1年次入学生から適用する。
「教育法規」	科目履修順序の整理に伴う変更のため。	保育・幼児教育専攻	2年次から1年次へ変更。 令和5年度以降1年次入学生から適用する。
「幼稚園教育実習Ⅰ」	科目履修順序の整理に伴う変更のため。	保育・幼児教育専攻	2年次から1年次へ変更。

	め。		令和5年度以降1年次入学生から適用する。
--	----	--	----------------------

科目の統合、及び区分の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「基礎演習」	教育課程見直しによる変更	保育・幼児教育専攻	基礎演習Ⅰ（2単位）と基礎演習Ⅱ（2単位）を統合し、基礎演習（2単位）とする。 総合教育科目から専門教育科目〔保育の本質・目的の理解〕へ変更
「専門演習」	教育課程見直しによる変更	保育・幼児教育専攻	専門演習Ⅰ（2単位）と専門演習Ⅱ（2単位）を統合し、専門演習（2単位）とする。 専門教育科目の〔保育・子育て支援の実践と展開〕から〔ゼミナール〕へ変更

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「健康科学」	保育者養成科目としての必要性を鑑みた科目の整理。	保育・幼児教育専攻	令和5年度入学生から科目廃止。 令和5年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。